

沖ト協発第179号

平成30年12月5日

貨物運送事業者 各位

(公社) 沖縄県トラック協会

会長 佐次田 朗

(公印省略)

平成30年度 第4回

初任運転者・一般運転者・指導監督者等に対する安全運転教育研修の開催について
(ご案内)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成29年3月12日より新設されました「準中型免許制度」に伴い、トラック運送事業者が運転者に対して実施しなければならない「指導及び監督の指針」(平成13年国交省告示第1366号。)が一部改正されました。

また、「初任運転者に対する特別な教育」についても、教育実施時間・項目が拡大されたことを受け、当協会ですその一部を賄う研修を下記の日程で開催する運びとなりました。

つきましては、参加をご希望される方は別紙1の「参加申込書」に必要事項をご記入のうえ、FAXにて平成30年12月26日(水)までにお申込みくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成31年1月9日(水) 8:50~16:30
(※受付開始は8:30~)
2. 場 所 九州沖縄トラック研修会館5階(沖縄県トラック協会)
那覇市港町2-5-23
3. 対 象 者 ※別紙2参照
4. 講 師 株式会社おんが自動車学校 担当者
5. 受 講 料 無 料 (昼食は各自でご準備ください。)
6. 申込方法 FAXによる申込み別紙1 FAX 098-863-3591
7. 注意事項 (1)参加人数がホールの収容人数を超える場合は、申し込み順とさせていただきます。
(2)研修会終了後には修了証を発行致します。遅れて受講された方、途中退出された方には修了証を発行できませんのでご了承ください。また、修了証は「初任運転者」及び「一般運転者」のみ交付致します。「指導監督者」、「その他」として受講された方には「一般運転者」の修了証を交付致しますのでご了承ください。
(3)当日は会場駐車場が大変混雑し駐車できない場合もございます。お車での参加は極力お控えください。
(4)今年度最後の研修となります。

<問い合わせ先> (公社) 沖縄県トラック協会 適正化事業課 (TEL: 098-863-0280)

(公社)沖縄県トラック協会 適正化事業課あて
(FAX 098-863-3591)

参加申込書

平成 年 月 日

会社名 _____ 営業所名 _____

営業所住所 _____

連絡担当者 _____ TEL _____

平成30年度 第4回

初任運転者・一般運転者・指導監督者等に対する安全運転教育研修へ下記の者が参加します。

フリガナ 受講者氏名	分類 (該当する番号を ○で囲んでください)	備考
①	①初任運転者 ②一般運転者 ③指導監督者 ④その他	
②	①初任運転者 ②一般運転者 ③指導監督者 ④その他	
③	①初任運転者 ②一般運転者 ③指導監督者 ④その他	

○全日程を受講された方へ修了証を発行致します。修了証は「初任運転者」及び「一般運転者」のみ交付致します。「③指導監督者」、「④その他」として受講された方には「一般運転者」の修了証を交付致しますのでご了承ください。

<問い合わせ先> (公社) 沖縄県トラック協会 適正化事業課 (TEL: 098-863-0280)

研修対象者

① ※初任運転者に対して（15時間のうちの6時間）

初任運転者に対する教育項目と時間については、座学及び実車を用いた指導（積載方法、日常点検、車高等のトラックの構造上の特性）12項目を15時間以上実施しなければなりません。そのうちの6時間を本研修で受講したことになります。実車を用いた指導（積載方法、日常点検、車高等のトラックの構造上の特性）を含む残りの9時間以上については事業所で実施する必要があります。

※【初任運転者とは】

安全規則第3条第1項に基づき運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者（当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前3年間に、他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く）

②一般運転者について（12項目）

トラック運送事業者が運転者に対して毎年実施しなければならない「指導及び監督の指針」（平成13年国交省告示第1366号。）を12項目（全ての項目）実施したことになります。

③指導監督者について

トラック運送事業者が運転者に対して毎年実施しなければならない「指導及び監督の指針」（平成13年国交省告示第1366号。）について、実際に指導者として実施している者。指導方法を学び、運転者への教育に活用していただきたいと思えます。